

自家用電気工作物（本庁舎等）の保安管理委託業務仕様書

1 目的

本仕様書は、善通寺市が設置した施設に係る電気設備（以下、「設備」という。）の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安管理業務に関する外部委託について必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 委託対象電気工作物

事業場の名称及び所在地	付表のとおり
受電種別	付表のとおり
需要設備容量及び受電電圧	付表のとおり
発電装置定格容量及び定格電圧	付表のとおり

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 委託者（以下、「甲」という。）とは、善通寺市をいう。
- (2) 受託者（以下、「乙」という。）とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人事業者若しくは、電気保安法人（以下、「法人」という。）をいう。
- (3) 電気管理技術者とは、個人事業者であって保安管理業務を担当する者をいう。
- (4) 保安業務従事者とは、法人の委託契約の承認申請に係る事業場（以下、「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者をいう。
- (5) 保安業務担当者とは、保安業務従事者であって申請事業場を担当する者をいう。
- (6) 契約書とは、令和5年度自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書をいう。
- (7) 仕様書とは、業務の指示事項等を定めるものをいう。
- (8) 付表とは、委託対象電気工作物を定めるものをいう。
- (9) 保安管理業務の細目及び基準とは、仕様書を補足し、保安管理業務の具体的実施基準を示したものをいう。

5 経営の状況等

(1) 電気保安管理業務契約状況

乙は、本契約分も含み、電気保安管理業務契約事業場の換算点数（「平成15年経済

産業省告示第249号第3条」による)が電気事業法施行規則第52条第2項に定める条件を満たすこと。

(2) 実績及び入札参加資格

乙は、中国四国産業保安監督部長の保安管理業務外部委託承認(平成15年12月31日以前は、「主任技術者不選任承認」)を受けて、連続して5年以上電気保安管理業を営み、善通寺市の入札参加資格を有すること。

6 提供する役務の品質保証

(1) 個人事業者における品質保証

乙は、電気事業法施行規則第52条の2第1号に規定する要件を満足し、かつ保安管理業務のみを専従とする電気管理技術者であること。

(2) 法人における品質保証

乙は、保安管理業務等について、電気事業法施行規則第52条の2第2号二に規定される以下の事項を明確にしたマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

ア 電気事業法施行規則第52条の2第2号イに規定する要件を満足する資格を有し、かつ電気保安法人の従業員である保安業務従事者を選任すること。

イ 保安管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。

ウ 保安業務担当者が、他の保安業務従事者に点検を行わせる場合は、保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあつて、かつ点検・報告等の業務分担が明確となっていること。

(3) 労働災害総合保険への加入

乙は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入していること。

(4) 損害賠償の能力

乙は、この契約の実施に当って故意又は過失によって甲又は第三者に与える恐れがある損害(甲又は第三者の感電、点検等に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等)に対して十分な賠償能力を有すること。また、個人事業者において、他者に業務を応援させる場合には、その応援者についても同様とする。

7 委託業務の内容等

(1) 保安管理業務の内容

乙は、甲の保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、保安管理業務の細目及び基準によるものとする。

(2) 実施者の確認

乙は、点検等を行う際(但し、緊急時を除く。)には、委託契約書等に明記されてい

る電気管理技術者又は保安業務担当者等であることを示す身分証明書等により、本人であることを甲に明らかにできること、及び車両、服装が統一されていること。

(3) 再委託の禁止

乙は、契約した業務の全部又は一部を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、真にやむを得ない理由があり、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 災害、事故その他非常時の場合における体制等

乙は、電気工作物の災害、事故その他非常の場合の連絡を24時間受け得ることができるよう、宿直体制があり、かつ、保安業務従事者等を1時間以内に保安管理業務委託施設へ到着できる体制を明確化しておくこと。

また、県下広域で同時に大規模な災害が発生した場合の対応方法について、県内3ヶ所以上の活動拠点を有するとともに、常に30人以上の保安業務従事者と15台以上の車両を確保できる体制が整備されており、中讃地域で常に10名以上の保安業務従事者等を確保できる体制がわかる、フロー図（様式自由）を提出すること。

(5) 情報の提供

電気機器メーカーからの不具合製品に関する情報を入手した場合は、速やかに情報提供を行い対応について協議すること。

また、同一業種における事故事例等を提供し、類似事故の再発防止を図ること。

(6) 定期点検の内容

月次点検時は、設備の運転記録（発電機の運転含む）及び、巡視点検を実施すること。年次点検時には、次に掲げる各項目を実施すること。

- ・統括責任者を含め、市本庁舎については6名以上、その他の施設については施設規模及び業務時間に応じた人員を確保すること。ただし、法人の場合は乙の法人に属した保安業務従事者であること。
- ・事前に甲と打ち合わせを行い、作業計画書を提出すること。（作業員名簿含む）
- ・甲が示した時間以内で、確実に作業を終了すること。
- ・甲が指定した場所へ、必要台数の移動用発電機を用いて電源を確保すること。

定期点検終了後には、報告書をもって速やかに連絡責任者に報告すること。

(7) 絶縁監視装置

低圧電路の絶縁（漏電）を監視するために絶縁監視装置を設置する場合は、（50mA以下の漏電電流で感知し発報するもの）乙の責任において設置し、これを維持管理すること。

乙は、この装置により絶縁状態（漏電）を常時監視し、電路の絶縁不良（漏電が発生）を感知した場合には、甲に通知するとともに応急措置をとるものとする。

(8) デマンド監視装置

乙は、デマンド監視装置の設置について甲と協議すること。設置する場合は電気の

使用量の管理を当該装置により行うものとし、その仕様は次のとおりとする。

- ア デマンド監視装置と警報装置を乙の責任において設置すること。
- イ 乙は、設置したデマンド監視装置の運用に関する助言を行うものとする。
- ウ 乙は、デマンド監視装置の情報を甲がインターネット上で閲覧できるものとする。
また、必要に応じて、使用電力データ（年報・月報・日報）を印刷できるものとする。
なお、甲はデマンド監視装置の警報の対処及び装置の設置場所の提供、電灯配線などの利用について便宜を図るものとする。

(9) 工事中の点検等

乙は、電気工作物の設置又は変更等の工事についての設計審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。また、工事期間中の巡視・点検（週1回以上）及び測定・試験を行うこと。

8 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う等の危険を伴う場合は、安全確保のため、監視者において複数で作業を実施するよう努めること。

(3) 保護具、防護具の使用

乙は、高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第342条及び第343条）

また、そのために必要な、適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

乙は、防護具、保護具を定期的に（6カ月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第351条）

また、この記録は甲の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

9 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

乙は、業務に使用するために電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ、平成15年経済産業省告示第249号第2条に規定された機械器具を保有しなければならない。

(2) 測定器の校正・誤差試験

乙が業務に使用する次の測定機器（継電器試験機、耐圧試験機に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む）は国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

ア) 交流電圧系 イ) 交流電流計 ウ) 絶縁抵抗計 エ) 設置抵抗計

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、乙はその試験結果の記録を台帳管理するとともに、甲の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。

合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示しなければならない。

10 保安教育

甲の従業員に対して行う電気工作物の保安に関する必要な事項について、講習会開催の要請を甲から受けた場合、乙は講習会を開催すること。

11 中国四国産業保安監督部長への申請、届出

乙は、契約締結後、速やかに中国四国産業保安監督部長へ申請、届出する保安管理業務外部委託承認申請書、保安規程届出書の作成及び提出手続きに関する助言を行うものとする。（電気事業法第42条第1項、第2項及び電気事業法施行規則第52条第2項）

ただし、乙が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

上記の申請が、1カ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、甲はこの契約を一方的に解除できるものとする。

12 デマンド監視装置設置に関する電力会社への申請

乙は、デマンド監視装置設置前に電力会社へ申請する取引用計量設備からのパルス信号借用関係についての書類作成及び提出手続きに関する助言を行うものとする。